

[illegible]

至 平成25年12月13日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（平成25年12月10日）

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		町長行政報告及び提出案件の概要説明
日程第 6	承認第 1 号	専決処分した事件の承認について
日程第 7	議案第 8 5 号	平成25年度別海町一般会計補正予算（第5号）
日程第 8	議案第 8 6 号	平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第 8 7 号	平成25年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 10	議案第 8 8 号	平成25年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）
日程第 11	議案第 8 9 号	平成25年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 12	議案第 9 0 号	別海町子ども・子育て会議条例の制定について
日程第 13	議案第 9 1 号	別海町立特別養護老人ホーム設置条例を廃止する等の条例の制定について
日程第 14	議案第 9 2 号	町有財産の無償譲渡について
日程第 15	議案第 9 3 号	工事請負契約の締結について
日程第 16	議案第 9 4 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 17	議案第 9 5 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 18	議案第 9 6 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 19	議案第 9 7 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 20	同意第 6 号	別海町教育委員会委員の任命について
日程第 21	報告第 7 号	専決処分の報告について
日程第 22	報告第 8 号	専決処分の報告について
日程第 23	報告第 9 号	専決処分の報告について
日程第 24	報告第 10 号	専決処分の報告について
日程第 25	報告第 11 号	専決処分の報告について
日程第 26	報告第 12 号	専決処分の報告について
日程第 27	報告第 13 号	専決処分の報告について
日程第 28	報告第 14 号	専決処分の報告について
日程第 29	報告第 15 号	専決処分の報告について
日程第 30	報告第 16 号	専決処分の報告について

- 日程第 3 1 報告第 1 7 号 専決処分の報告について
 日程第 3 2 報告第 1 8 号 専決処分の報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議会運営委員会報告
 日程第 3 会期決定の件
 日程第 4 諸般の報告
 日程第 5 町長行政報告及び提出案件の概要説明
 日程第 6 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
 日程第 7 議案第 8 5 号 平成 2 5 年度別海町一般会計補正予算（第 5 号）
 日程第 8 議案第 8 6 号 平成 2 5 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 9 議案第 8 7 号 平成 2 5 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 1 0 議案第 8 8 号 平成 2 5 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）
 日程第 1 1 議案第 8 9 号 平成 2 5 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 日程第 1 2 議案第 9 0 号 別海町子ども・子育て会議条例の制定について
 日程第 1 3 議案第 9 1 号 別海町立特別養護老人ホーム設置条例を廃止する等の条例の制定について
 日程第 1 4 議案第 9 2 号 町有財産の無償譲渡について
 日程第 1 5 議案第 9 3 号 工事請負契約の締結について
 日程第 1 6 議案第 9 4 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 日程第 1 7 議案第 9 5 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 日程第 1 8 議案第 9 6 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 日程第 1 9 議案第 9 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 日程第 2 0 同意第 6 号 別海町教育委員会委員の任命について
 日程第 2 1 報告第 7 号 専決処分の報告について
 日程第 2 2 報告第 8 号 専決処分の報告について
 日程第 2 3 報告第 9 号 専決処分の報告について
 日程第 2 4 報告第 1 0 号 専決処分の報告について
 日程第 2 5 報告第 1 1 号 専決処分の報告について
 日程第 2 6 報告第 1 2 号 専決処分の報告について
 日程第 2 7 報告第 1 3 号 専決処分の報告について
 日程第 2 8 報告第 1 4 号 専決処分の報告について
 日程第 2 9 報告第 1 5 号 専決処分の報告について
 日程第 3 0 報告第 1 6 号 専決処分の報告について
 日程第 3 1 報告第 1 7 号 専決処分の報告について
 日程第 3 2 報告第 1 8 号 専決処分の報告について

○出席議員（17名）

1 番 木 嶋 悦 寛

2 番 松 壽 孝 雄

3 番 森 本 一 夫
 5 番 西 原 浩
 7 番 小 林 敏 之
 9 番 瀧 川 榮 子
 1 2 番 松 原 政 勝
 1 4 番 戸 田 憲 悦
 1 6 番 佐 藤 初 雄
 議 長 1 8 番 渡 邊 政 吉

4 番 今 西 和 雄
 6 番 杳 澤 昌 廣
 8 番 安 部 政 博
 1 0 番 山 田 信
 1 3 番 戸 田 博 義
 1 5 番 中 村 忠 士
 副議長 1 7 番 安 田 輝 男

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 水 沼 猛
 教 育 長 真 籠 毅
 監 査 委 員 下川原 洋
 選 管 委 員 長 高 崎 好 藏
 総 務 部 長 竹 中 仁
 産 業 振 興 部 長 有 田 博 喜
 教 育 部 長 藤 原 繁 光
 農 委 事 務 局 長 佐々木 勉
 会 計 管 理 者 半 田 雅 代
 福 祉 部 次 長 白 崎 賢 哉
 産 業 振 興 部 次 長 佐 藤 則 夫
 総 務 課 長 佐 藤 告
 財 政 課 長 河 嶋 田 鶴 枝
 税 務 課 長 宮 越 正 人
 福 祉 課 長 佐 藤 英 敏
 特 養 建 設 準 備 室 長 田 保 圭 乙
 特 養 施 設 長 村 井 勉
 老 健 事 務 長 岡 田 一 芳
 水 産 み ど り 課 長 佐 藤 則 夫
 管 理 課 長 小 島 実
 事 業 課 技 術 長 山 岸 英 一
 学 務 課 長 中 谷 隆 弘
 病 院 事 務 課 長 小 湊 昌 博

副 町 長 磯 田 俊 夫
 代 表 監 査 委 員 鈴 木 英 世
 教 育 委 員 長 大 塚 保 男
 農 業 委 員 会 会 長 松 田 寅 義
 福 祉 部 長 佐 藤 次 春
 建 設 水 道 部 長 小 西 健 夫
 監 査 委 員 事 務 局 長 宮 部 正 好
 病 院 事 務 長 佐 藤 一 彦
 福 祉 部 次 長 佐 藤 英 敏
 福 祉 部 次 長 田 保 圭 乙
 産 業 振 興 部 次 長 竹 内 伸 康
 総 合 政 策 課 長 浦 山 吉 人
 総 務 課 参 事 金 田 秀 幸
 町 民 課 長 三 戸 俊 人
 福 祉 課 参 事 今 野 健 一
 保 健 課 長 門 脇 芳 則
 デイサービスセンター施設長 中 澤 庄 一
 農 政 課 長 山 崎 茂
 商 工 観 光 課 長 大 槻 祐 二
 事 業 課 長 千 葉 悦 男
 上 下 水 道 課 長 佐 藤 敏
 生 涯 学 習 課 長 下 地 哲

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉

主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

6 番 杳 澤 昌 廣
 8 番 安 部 政 博

7 番 小 林 敏 之

◎議長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

平成25年第4回定例会の開会に当たって、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私御多忙のところ御出席をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、わが国の経済は、昨年末の政権交代以降の景気対策や金融政策により、一部では経済状況の回復基調が見られますが、地方経済の活性化までには及んではおりません。これは、少子高齢化等の社会的要因や消費税の増税などの将来不安が先立ち、これから先も景気の低迷が続くと考えられているからであります。

そうした中、国の平成26年度の予算編成は、これから大詰めを迎えることとなります。消費税増税などの税制の改革や、地方交付税を含めた地方財政計画の行方など、本町においても、新年度の予算編成作業が煩瑣な状態となることから、今後の国の動向を注視していかなければならない状況にあります。

一方、地方分権の進展に伴い自治体の自己責任が拡大する中、地域福祉施策の充実、農林水産業・商工業など、地域産業の振興等の課題に積極的に取り組むことが求められており、議会といたしましても、行政と十分に意思の疎通を図りながら、地域振興の政策推進に努めなければならないと考えております。

このような中であって、議員各位が町民の代表としてその職務を全うされ、本町の発展と町民の住みよいまちづくりのために全力を傾注し、あらゆる課題に果敢に取り組むべき御尽力をお願いいたします。町民の負託を受けた私も議員は、自己の責務を深く自覚し、常に研鑽を深め、問題解決のために職務に邁進しなければなりません。

本定例会に提出される議案につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、議会本来の権能を十分に発揮し、一上一下な議決に至りますようお願いを申し上げます。

寒さが厳しい折から、議員各位には十分御自愛のうえ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げます。

ただいまから、平成25年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

6番沓澤議員、7番小林議員、8番安部議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第２ 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第２ 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（戸田博義君） それでは、議会運営委員会から報告をいたします。

１１月２８日及び１２月４日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で２７件であります。

提出されました議案は、平成２５年度補正予算が５件、条例の制定が２件、町有財産の無償譲渡が１件、工事請負契約が１件、公の施設に係る指定管理者の指定が４件、専決処分の承認が１件、専決処分の報告が１２件、教育委員会委員の任命が１件であります。

これら提出案件のうち、議案第９０号別海町子ども・子育て会議条例の制定についてを除いては、委員会への付託は省略すべきものと決定いたしました。

なお、報告第７号から第１８号までの専決処分の報告についての１２件につきましては、報告のみであります。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、木嶋悦寛議員、中村忠士議員、瀧川榮子議員の３名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営と町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますよう、お願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配布したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は、１件であります。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を安部政博議員から提出いたします。定例会最終日に提案されることになっております。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、１２月１０日から１３日までの４日間とし、１日目は、町長提出議案の内容説明、質疑を行うことといたしました。

なお、先議の申し出がありました承認第１号専決処分した事件の承認については、議案第８５号平成２５年度別海町一般会計補正予算に係ることから、１日目の提出案件の概要説明終了後に質疑、討論、採決までを行います。

２日目には一般質問を行い、３日目は休会とし、各常任委員会を開催します。

４日目、最終日は、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決などを行うことといたしました。

また、本年第３回定例会において、平成２４年度各会計決算審査特別委員会に付託いた

しました、平成24年度各会計決算の認定第1号から第8号については、最終日に委員会報告を受け、一括質疑の後、各会計ごとに討論、採決をすることといたしました。

なお、本定例会においても休会日を1日設け、各常任委員会での議案審査及び所管事務調査の時間を確保した日程といたしました。各常任委員会の運営等については、委員長初め議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、反問権についてですが、議員の質問に対して論点、争点を明確にするためのものですので、町長初め執行機関、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

なお、会議において発言をしようとする者は、挙手をして議長と呼び、議長の許可を求めなければ発言できないこととなっておりますので、規律を御理解いただき遵守されますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの4日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 町長行政報告及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から、行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成25年の第4回の町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては時節柄大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

開会にあたりまして、行政報告並びに提出議案の概要について御説明申し上げます。

まず、初めに産業の動向についてでございます。

本年の酪農畜産の情勢につきまして、1月から10月末までの町内の生乳生産量につきましては、対前年比98.2%の40万1,000トン、生産額では、前年対比100.2%の346億1,000万円と、前年実績に対し微増となっております。

乳量が前年を下回っている要因といたしましては、昨年夏の暑熱の影響を受けたため、分娩時期が遅れ、7月からは前年を下回る状況が続いております。乳牛の導入対策等、中期的な対策を行っている農協もあり、今後の増産に期待するところであります。

なお、生産額については、加工原料乳生産者補給金単価が実質1円引き上げられており

ますが、乳量が前年を1.8%下回ったため、前年実績に対し0.2%の微増にとどまっております。

本年度の牧草収量の状況については、収穫が一番草で三日早く、二番草は降雨の影響によりまして七日ほど遅れました。

収量では、一番草が10アール当たり2,433キログラム、二番草は1,249キログラム、合計で3,682キログラムと、平年に対し96%程度の収量となりました。

また、飼料用トウモロコシの収量については、10アール当たり、露地栽培で5,941キログラムで、平年に対し119%ほどの収量となっております。

町内農協の11月末における組勘収支状況でございますが、預かりが376件で10億8千940万1,000円、貸し越しが335件で17億8千122万9,000円と、貸越額が6億9千182万8,000円上回っておりまして、非常に厳しい状況となっております。

精算方法ですが、貯金、現金で5億1,000万円、個体販売で4億円、各種資金借り入れ等で8億6,000万円超の予定となっております。

生乳生産農家は、本年21戸が離脱をしております、新規就農者は3戸で、12月1日現在の総戸数は738戸となっております。

次に、5日に開催されました全員協議会でも御報告いたしましたが、TPP協定交渉の情報の共有と、今後の対応を総合的に協議するため、12月1日付で庁内に別海町TPP協定対策本部を設置いたしました。

対策本部は私を本部長とし、副町長、各部長及び部外局長の9名で構成し、情報の収集、交渉による影響の調査分析、今後の対応等の検討を行ってまいります、対策本部の事務を円滑に進めるため、対策本部のもとに幹事会も設置し対応していくこととしたところでございます。

また、2014年度加工原料乳生産者補給金や限度数量等についてでございますが、こちらは、12月18日の自民党畜酪小委員会で最終取りまとめが行われ、19日の自民党農林関係合同会議に小委員会の結果が報告される予定となっております。

その後、第2回食料・農業・農村政策審議会畜産部会に諮問、答申されて、決定というスケジュールとなっておりますが、JAグループ北海道としては、円安、消費税増税による物財費の上昇などを背景に、2014年度は現行の13円を基本に算定することと、2013年度で181万トンだった限度数量を、適切な設定とするよう要望しているところでございます。

次に水産業の状況でございます。

3年連続で不漁が続いておりました秋サケ定置網漁業も11月中旬で漁を終え、水揚げ数量、金額ともに昨年を大きく上回る結果となりました。

最終的には、前年と比較し、野付漁協が数量で142%、金額で128%、別海漁協が数量で270%、金額では252%となりました。

特に、別海漁協においては数年来の豊漁でありまして、4年前の平成21年度の漁獲量と比較しましても、112%の水揚げ状況となっております。

これらは、昨年のような異常高水温ではなく、通常の来遊パターンで9月に来遊が早まったことや、5年魚の比率が高かったことなどが好調の要因となったと聞いております。

また、台風による被害も受けましたが、大きく漁に支障を来たすようなこともなく、比

較的順調な中で切り上げを迎えることができたのではないかと感じております。

11月末における野付漁協と別海漁協合計の水揚げ状況では、水揚げ量で対前年比18%増の32,354トン、水揚げ金額では23%増の85億2,100万円と、いずれも昨年を大きく上回る状況となっております。

また、12月2日からは主要魚種の一つであります、冬季ホタテ漁の操業が始まっております。

昨年より15円ほど安い状況ですが、歳末商戦を控え、今後の価格動向に大いに期待をしているところであります。

次に、エゾシカの駆除状況と今後の予定でございます。

春駆除につきましては、5月10日から6月2日までの17日間で1,370頭、秋駆除では、9月23日から10月25日までの29日間で1,298頭を駆除しております。

今後の予定につきましては、昨年度に引き続き、越冬地対策として走古丹地区で520頭、また、今年度より野付半島地区において囲いわなを設置し、150頭を駆除する計画でございます。

実施時期につきましては、いずれも1月中旬からを考えておりますが、個体数調整に効果があらわれることに期待するところでございます。

次に、観光振興についてですが、本年11月末現在の本町の観光客入り込み数は29万1,991人と、対前年比3.6%減となりました。

しかし、9月1日に行われた別海マルシェには、小雨にもかかわらず1,000人、9月14・15両日開催の別海町産業祭には、3万9,000人の来場者がありました。また、10月13日開催された第53回西別川あきあじまつりには1万6,000人が訪れ、秋サケ漁の好調もあり、お祭りに従事する方々も明るく、盛況のうちに終えることができました。

各種イベントや食を通しての観光は定着しつつあり、メディア等への露出も増えてきておりますが、依然、通過型傾向は変わらず、より一層の滞在型観光に向けての取り組みが必要と考えております。

商工業については、景気の低迷が続いており、町内の商工業も依然として厳しい経営状況下におかれております。

今後においても、別海町中小企業振興基本条例の理念を尊重し、本年6月に策定した行動指針に基づき関係機関と連携しながら、より実効性と効果のある中小企業振興策を講じてまいりたいと考えております。

次に、台風18号に伴う道路の災害復旧状況についてでございます。

9月の台風18号による集中豪雨により、町道等が路盤の洗掘や路肩、法面の崩壊など、多数の被災を受けました。

最終的には、町道が162カ所、農道が2カ所、林道が4カ所の合計168カ所が被災しております。

復旧については、集乳やスクールバス路線であることや、二番草の収穫期で農作業に支障を来すことから、早急な復旧が必要であると判断をし、一部予備費での対応のほか、一般会計補正予算第4号として9月19日付で専決処分を行い、6,500万円の予算措置を行ったところです。

現在、ほぼ全箇所について発注を終え、復旧工事を行っております。施工業者も、工事

の繁忙期と重なったことから進捗状況が遅れぎみではありましたが、１１月末現在、１２０カ所、７０％程度の復旧を終えております。

１カ所が年を越す工事になると予想されますが、その他は、ほぼ年内に復旧を終える予定となっているところでございます。

行政報告については、以上でございます。

次に、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を御説明いたします。

提出いたしました案件は、議案が１３件、承認が１件、同意が１件、報告が１２件でございます。

議案第８５号から議案第８９号までの５件は、平成２５年度各会計補正予算でございます。

医業費用の増により、町立別海病院事業会計が増額補正となりますが、その他の会計では、一般会計で福祉灯油助成事業や一部工事関係経費などを増額するほかは、事業の完了または完了見込みによる事業費の精査、及び給与削減などに伴う減額補正が主なものでございます。

議案第９０号は、別海町子ども・子育て会議条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法の規定に基づき、別海町子ども・子育て支援会議を設置するに当たり、新たに条例を制定するものでございます。

議案第９１号は、別海町立特別養護老人ホーム設置条例を廃止する等の条例の制定についてでございます。

平成２６年４月１日付で、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの経営を町内の社会福祉法人に移譲するに当たり、設置条例の廃止並びに関係条例を整備するものでございます。

また、議案第９２号の町有財産の無償譲渡については、経営移譲に際して関係施設を法人に無償譲渡するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第９３号は、工事請負契約の締結についてでございます。

１２月２日に執行した道路改良舗装工事の入札１件について、予定価格が５，０００万円を超えることから、契約の締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第９４号から議案第９７号の４件につきましては、公の施設にかかわる指定管理者の指定についてでございます。

議案第９４号の別海町児童デイサービスセンターには、社会福祉法人北海道社会福祉事業団を、議案第９５号の別海町酪農工場、及び議案第９６号の別海町農漁村加工体験施設には、株式会社べつかい乳業興社を、いずれも継続して指定管理者として指定しようとするものでございます。

また、議案第９７号の別海町総合スポーツセンター施設につきましては、平成２６年度から新たに指定管理を行おうとするもので、一般財団法人別海町地域振興財団を指定管理者として指定しようとするものでございます。

次に、承認第１号は、専決処分した事件の承認についてでございます。

本件は、行政報告でも申し上げましたが、９月１６日に本道付近を通過した台風により被災した町道等の早期復旧を図るため、一般会計において災害復旧費を補正する専決処分を行ったことから、議会の承認を求めるものでございます。

次の、報告第７号から報告第１５号までの９件は、それぞれ工事請負契約の一部を変更する必要が生じ専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものでござい

す。

また、報告第16号から報告第18号につきましては、和解及び損害賠償の決定について行った専決処分の報告でございます。

報告第16号と報告第18号は、公用車使用における物損事故、報告第17号は、10月16日に台風26号がもたらした暴風雨により、剥離した町有施設の屋根が近隣建物に与えた損害について、それぞれ和解及び損害賠償を決定する専決処分を行ったものでございます。

以上、提出をいたしました議案等の概要説明とさせていただきます。どうか慎重に御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第6　承認第1号から日程第11　議案第89号までの6件、及び日程第13　議案第91号から日程第20　同意第6号までの8件の合わせて14件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第6　承認第1号から日程第11　議案第89号までの6件及び日程第13　議案第91号から日程第20　同意第6号までの8件の合わせて14件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6　承認第1号

○議長（渡邊政吉君）　日程第6　承認第1号専決処分した事件の承認について、平成25年度一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君）　承認第1号の内容について御説明いたします。

議案21ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

このたびの専決処分につきましては、9月に通過した台風18号の豪雨により、町道などに被害が発生したところです。

被害の復旧に当たっては、長期間の迂回路対応では生活や農作業等に支障を来すことから、早急な復旧工事が必要でありましたので、復旧工事費について9月19日付で予算補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

平成25年度別海町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

平成25年9月19日、別海町長水沼猛。

補正の内容につきましては、別冊にて御説明いたします。

承認第1号、別冊、別海町一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

平成25年度別海町一般会計補正予算（第4号）。

平成25年度別海町一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億5,170万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入で、補正額の欄で申し上げます。

18款繰入金、1項で6,500万円の増。

歳入合計で6,500万円を追加し、歳入予算の総額を154億5,170万円とするものです。

次に、歳出です。

11款災害復旧費、1項と3項で6,500万円の増。

歳出予算でも6,500万円を追加し、歳出予算の総額を154億5,170万円とするものです。

次に、1の歳入歳出予算補正事項別明細書は省略し、2の歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄で御説明します。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金6,500万円の増は、今回の補正に伴う財源として、財政調整基金から繰り入れを行うものです。

次に、7ページをお開きください。

3、歳出です。

11款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費6,250万円の増は、町道に係る災害復旧工事費の追加。

3項1目農業用施設災害復旧費30万円の増は、農道に係る災害復旧工事費の追加。

2目林業用施設災害復旧費220万円の増は、林道に係る災害復旧工事費の追加となります。

いずれも台風18号被害によるものです。

以上が専決処分した補正第4号、承認第1号の内容説明となります。

以上で終わります。

○議長（渡邊政吉君） 承認第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、16番佐藤議員。

○16番（佐藤初雄君） 台風で非常に大きな被害がありまして、専決処分でやられたわけですけども、先ほど町長の説明がございましたけれども、その中でまだ全部終わっていないような話でしたので、なかなか業者も大変な状況の中で大変だと思うのですが、1日も早くというのを町民の皆さんが望んでいるわけですけども、大体めどとして、いつごろ全部終了というか、復旧というか、もしわかれば教えてください。

相手のあることなのですけれども、町民の皆さんは1日も早くという希望があると思いますが。

○議長（渡邊政吉君） はい、建設水道部長。

○建設水道部長（小西健夫君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

復旧の予定でございますけれども、1件が川のすぐそばの法面ということで、工事費もちょっと大きくなるということで、それは年を越しますが、その他の道路の復旧につきましては年内に終わる予定をしております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第85号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 議案第85号平成25年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第85号の内容について御説明いたします。

別冊の平成25年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度別海町一般会計補正予算（第5号）。

平成25年度別海町一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ470万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,700万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為追加は、第2表 債務負担行為補正による。

第3条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は、第3表 地方債補正による。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入で、補正額の欄で申し上げます。

- 1 款町税、1 項、2 項と 4 項で 4,321 万 3,000 円の増。
- 1 2 款分担金及び負担金、1 項で 282 万 5,000 円の減。
- 1 4 款国庫支出金、1 項から 3 項で 427 万 7,000 円の増。
- 1 5 款道支出金、1 項と 2 項で 1,865 万 9,000 円の増。
- 1 8 款繰入金、1 項で 2 億 3,880 万円の減。
- 2 0 款諸収入、5 項で 1 億 747 万 6,000 円の増。
- 2 1 款町債、1 項で 6,330 万円の増。

歳入合計で 470 万円を減額し、歳入予算の総額を 154 億 4,700 万円とするものです。

3 ページ、歳出です。

- 1 款議会費、1 項で 126 万 3,000 円の減。
- 2 款総務費、1 項、2 項と 4 項で 6,878 万円の増。
- 3 款民生費、1 項と 2 項で 1,029 万 5,000 円の増。
- 4 款衛生費、1 項と 2 項で 394 万 8,000 円の増。
- 6 款農林水産業費、1 項から 4 項で 633 万 5,000 円の増。
- 7 款商工費、1 項で 113 万 6,000 円の増。
- 8 款土木費、2 項から 4 項で 3,499 万 4,000 円の減。

次に、4 ページをお開きください。

- 9 款消防費、1 項で 2,288 万 8,000 円の減。
- 10 款教育費、1 項から 6 項で 2,219 万 2,000 円の増。
- 13 款給与費、1 項で 5,824 万 1,000 円の減。

歳出合計で 470 万円を減額し、歳出予算の総額を 154 億 4,700 万円とするものです。

次に、5 ページ。

第 2 表、債務負担行為です。

追加は 4 件で、いずれも公の施設に係る指定管理者に対する委託料です。

1 件目、別海町児童デイサービスセンターの指定管理委託で、平成 26 年度から平成 30 年度まで、限度額 4,146 万 3,000 円。

2 件目、別海町酪農工場の指定管理委託で、平成 26 年度から平成 30 年度まで、限度額 2,625 万円。

3 件目、別海町農漁村加工体験施設の指定管理委託で、平成 26 年度から平成 30 年度まで、限度額 4,800 万円。

4 件目、別海町総合スポーツセンターの指定管理委託で、平成 26 年度から平成 28 年度まで、限度額 2 億 7,658 万円となるものです。

続いて、6 ページ。

第 3 表、地方債補正は追加と変更で、まず追加、公共土木施設災害復旧事業。

こちらにつきましては、町道災害復旧工事の一部について、起債対象事業となる見込みにより 5,700 万円追加。起債の方法は普通貸借または証券発行。利率は 3% 以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り

上げ償還、もしくは低利に借りかえすることができるというものです。

次に、変更は4件、いずれも今年度の事業費確定見込みにより変更するものです。順次、補正前限度額からの変更額と補正後の限度額を申し上げます。

北大成地区農道整備事業は760万円を増額し、2,510万円。

漁港改修事業は20万円を減額し、3,420万円。

根室中部3号主要幹線ほか1改良舗装事業は20万円を減額し、1,090万円。

西春別17号線改良舗装工事は90万円を減額し、2,610万円にそれぞれ補正後の限度額を変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

合計では、補正前限度額10億6,416万6,000円に6,330万円を増額し、補正後限度額を11億2,746万6,000円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書で、1の総括については省略し、2の歳入から御説明いたします。

9ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄で御説明いたします。

1款町税、1項2目法人分2,380万円の増。

2項2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金521万3,000円の増。

4項1目町たばこ税1,420万円の増は、いずれも決算見込みにより増するものです。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金282万5,000円の減は、尾岱沼漁港整備事業費確定見込みによる負担金の減です。

次に、10ページ。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金842万5,000円の増は、対象児童者数精査による児童手当の増が主なものです。

3目衛生費国庫負担金16万5,000円の増は、未熟児養育医療費負担金の増。

2項5目土木費国庫補助金313万8,000円の減は、防衛施設周辺道路整備事業費確定見込みによる補助金の減。

0目消費費国庫補助金117万8,000円の減は、補助メニューの変更により減となり本目廃目となります。

3項2目民生費国庫委託金3,000円の増は、事務費委託金の増。

11ページ、15款道支出金、1項1目民生費負担金164万7,000円の増、児童手当負担金の増が主なものです。

2目衛生費負担金8万2,000円の増は、未熟児養育医療費負担金の増。

2項1目総務費補助金372万6,000円の増は、地域防災津波避難計画作成に対する北方領土隣接地域振興等補助金の増です。

4目農林水産業費補助金1,320万4,000円の増は、畜産担い手総合整備型再編整備事業に対する補助金の増が主なものです。

次に、12ページ。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金2億3,880万円の減は、財政調整基金への繰り戻しをするものです。

なお、今回の補正により、財政調整基金は平成24年度決算剰余金積み立てを含めた予

算上の残高は27億1,480万7,000円となります。

20款諸収入、5項5目雑入1億747万6,000円の増は、その他雑入で、3年に一度精算される市町村退職手当組合負担金精算還付金が主なものです。

13ページ、21款町債、1項3目農林水産業債740万円の増は、農道整備事業債の増が主なものです。

4目土木債110万円の減は、事業費確定見込みによる減。

7目災害復旧債5,700万円の増は、道路橋りょう災害復旧事業債の追加で本目新設となります。

以上で歳入を終わり、続いて歳出です。

15ページをお開きください。

3、歳出です。

1款議会費、1項1目議会費126万3,000円の減は、議員報酬の減が主なものです。

16ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費11万円の減は、執行見込み額精査による減。

2目職員管理費289万4,000円の増は、臨時職員に係る経費を増するものです。

17ページ、5目財産管理費7,147万1,000円の増は、本庁舎施設整備修繕及び減債基金への積立金が主なものです。

6目企画費151万2,000円の減。

18ページに移りまして、下段、8目車両管理費45万2,000円の減。

19ページ、10目交通安全対策費3万8,000円の減。

2項2目賦課徴収費26万3,000円の減。

4項2目参議院議員選挙費321万円の減は、いずれにつきましても執行見込み額精査による減となります。

次に、20ページを飛ばしまして、21ページ。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費1,474万5,000円の増は、アイヌ住宅改良資金貸付及び福祉灯油助成事業の追加によるものです。

2目老人福祉費1,892万円の減は、尾岱沼ふれあい・いきいきサロン移転先施設内部改修のほか、介護サービス事業特別会計繰出金の減が主なものです。

次に、22ページ。

5目障害者福祉費82万7,000円の増は、補装具給付費の増。

2項1目児童福祉総務費164万円の増は、民間の子供一時預かり所へ貸し付けしている住宅の補修工事を行うものです。

2目児童措置費1,089万5,000円の増は、児童者数精査による児童手当費の増です。

4目保育園費621万5,000円の増は、ゼロ歳児受け入れ増や障害児受け入れ増による、臨時保育士にかかる経費の増が主なものです。

23ページ中段、5目へき地保育園費580万円の減は、執行見込み額確定による減。

6目児童館費64万3,000円の増は、産休代替に伴う賃金の増。

次に、24ページ。

8目子育て支援センター費5万円の増は、社会保険料の増です。

25ページ、4款衛生費、1項3目環境衛生費168万1,000円の増は、エゾシカ

被害対策として行う、野付半島地区で実施する囲いわなの管理、捕獲、追跡調査の委託料増が主なものです。

7目保健センター費31万6,000円の増は、燃料費の増。

11目養育医療費54万円の増は、未熟児医療の対象人数、入院日数等の増によるものです。

2項3目じん芥処理場費18万8,000円の増は、燃料費の増が主なものです。

26ページ、5目し尿処理場費122万3,000円の増は、電気・水道料金の増となります。

続いて27ページ、6款農林水産業費、1項2目農業総務費50万7,000円の減は、事業費確定見込みによる精査。

3目農業振興費305万7,000円の減は、面積確定に伴う中山間地域等直接支払交付金減が主なものです。

次に、28ページ。

8目農道整備事業費765万円の増は、北大成地区一般農道整備事業費増による負担金の増です。

2項1目広域農業推進費594万9,000円の増は、事業費確定見込みによる増です。

3項1目林業総務費199万円の増は、嘱託職員経費の増です。

29ページ、4項1目水産業総務費14万円の増。

2目水産業振興費583万円の減は、事業費確定見込みによる減のほか、野付漁業協同組合が国の補助を受けて行う船揚げ場の整備に対する補助金の増となります。

30ページを飛ばしていただき、31ページをお開きください。

7款商工費、1項1目商工業振興費113万6,000円の増は、交流館ぷらとの強風被害による排煙等の修理やボイラーのポンプ交換を行うものです。

次に、32ページ。

8款土木費、2項2目道路維持費200万円の増は、中西別上風連線舗装補修や、中春別南町排水施設測量調査委託の増です。

3目道路新設改良費1,102万円の減。

33ページ、4目防衛施設周辺道路整備事業費709万1,000円の減は、いずれも事業費の確定見込みによる減です。

次に、34ページ。

3項1目下水道費1,209万6,000円の減は、下水道事業特別会計繰出金の減。

4項2目公営住宅建設事業費678万7,000円の減は、事業費確定見込みによる減です。

続いて、35ページ。

9款消防費、1項1目消防費1,895万4,000円の減は、根室北部消防事務組合負担金の減。

2目災害対策費393万4,000円の減は、事業費確定見込みによる減です。

次に、36ページ。

10款教育費、1項2目事務局費20万7,000円の増。

3目教育指導費21万9,000円の減。

4目奨学金36万円の減は、いずれも事業費見込み確定によるものです。

2 項 1 目学校管理費 2 6 6 万 6, 0 0 0 円の増は、3 7 ページにわたりまして、上西春別小学校屋内消火栓ポンプ設備交換工事や、賃金に係る社会保険料等の増が主なものです。

2 目教育振興費 1 3 3 万 1, 0 0 0 円の減。

3 8 ページになります。

4 目学校建設費 1 6 9 万 4, 0 0 0 円の減は、いずれも事業費確定見込みによる減です。

3 項 1 目学校管理費 3 6 万 3, 0 0 0 円の増は、賃金や教員住宅補修費の増が主なものです。

3 9 ページ、2 目教育振興費 1 2 9 万 6, 0 0 0 円の減は、事業費確定見込みによる減。

4 目学校建設費 1, 3 5 0 万 8, 0 0 0 円の増は、繰り越し事業であります中春別中学校校舎改築建築主体工事に防寒養生を行う必要性が生じ、工事費の増が主なものです。

4 0 ページをお開きください。

4 項 1 目幼稚園管理費 7 万 7, 0 0 0 円の増は、社会保険料の増。

3 目幼稚園建設費 7 万円の減。

5 項 1 目社会教育総務費 6 0 0 万円の増は、少年会館撤去に当たり行った解体調査により、くい基礎であることが判明し工事費を増するものです。

5 目中央公民館費 4 8 万円の減。

4 1 ページ、6 目東公民館費 2 2 万 9, 0 0 0 円の減は、事業費確定見込みによる減です。

8 目図書館費 2 4 万 3, 0 0 0 円の増は、燃料費の増です。

6 項 1 目保健体育総務費 5 2 8 万 8, 0 0 0 円の増は、4 2 ページにわたりまして事業費確定見込みによる減のほか、床丹ファミリースポーツハウス外壁補修において、鉄骨の腐食部分が当初見込みより増することが判明し、工事費を増額するものです。

4 2 ページ中段、2 目学校給食費 4 7 万 7, 0 0 0 円の増は、燃料費の増。

3 目へき地学校保健管理費 1 5 万円の減。

4 3 ページ、4 目総合スポーツセンター費 8 0 万 8, 0 0 0 円の減は、いずれも事業費見込み確定によるものです。

次に、4 4 ページ。

1 3 款給与費、1 項 1 目給与費 5, 8 2 4 万 1, 0 0 0 円の減は、給与削減など執行見込み額の精査によるものです。

以上で、歳出の内容説明を終わります。

次に、給与費明細書を御説明いたします。

4 7 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書で、1 の特別職ですが、表の下の比較の欄で御説明いたします。

比較の計で、職員数、その他の特別職で 2 6 人の増。

給与費のうち、報酬、議員報酬は 1 2 7 万 8, 0 0 0 円の減。

その他の特別職で 9 4 万 3, 0 0 0 円の増。

あわせて 3 3 万 5, 0 0 0 円の減。

給与費の合計でも 3 3 万 5, 0 0 0 円の減。

共済費は、議員共済費で 1 万 5, 0 0 0 円の増。

特別職合計で32万円の減となるものです。

48ページをお開きください。

2、一般職の(1)は総括です。上段の表、比較の欄で御説明いたします。

比較の職員数は4人の減で、給与費の給料で3,573万円の減、職員手当で289万7,000円の減。

給与費計で3,862万7,000円の減。

共済費で1,972万4,000円の減。

合計では5,835万1,000円の減となるものです。

次の下の表は職員手当の内訳で、各手当の増減内容となります。

次に、49ページ、(2)は給料及び職員手当の増減額の明細で、今回補正する給料と職員手当の内容説明となります。

(3)は51ページまで、給料及び職員手当の状況となりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第85号の内容説明を終わります。

○議長(渡邊政吉君) ここで10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(渡邊政吉君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第85号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、1番木嶋議員。

○1番(木嶋悦寛君) 歳入、9ページのところで質問をさせていただきます。

町税のうち、法人税分2,380万円が増ということで、税収がふえるというのは非常にうれしいことだと思いますが、これは単純に企業の収益が上がってきたのか、それで税の収入がふえたのか、それともそれ以外の要因があるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(渡邊政吉君) 税務課長。

○税務課長(宮越正人君) 木嶋議員の御質問にお答えをいたします。

法人税の増額分でございますが、理由といたしましては、本町にございます大手乳業メーカー3社がですね、東日本大震災の影響で昨年度減益減収ということになりました。

それが回復をいたしまして、それが主な増額の要因でございます。

また、水産関係でございますけれども、昨年度よりもかなりの増額が見込めるということで、景気動向調査を行いまして増額をしております。

以上でございます。

○議長(渡邊政吉君) 木嶋議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、15番中村議員。

○15番(中村忠士君) 全く単純な質問なのですが、12ページのその他雑入で若干の説明があったのですが、もう少し詳しく教えていただければありがたく存じます。

よろしくお願いします。

○議長(渡邊政吉君) はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 中村議員の御質問にお答えします。

本件は、平成２２年度から平成２４年度までの間の、一般職にかかる退職手当の事前納付金精査による歳入の増額補正でございます。

本町が加入しております、北海道市町村職員退職手当組合での一般職の退職手当基本額の計算方法は、退職時の給料月額に、退職事由と勤務年数に応じた支給率及び調整率を乗じて得た金額となります。

退職手当の積立金としては、普通負担金と事前納付金の合計額から支出することとなり、普通負担金、事前納付金の合計額に過不足が生じた場合、３年ごとに精算することとなっております。

平成１９年度までは、事前納付金負担率が１，０００分の２０の１種類だけでしたが、平成２０年度からは、事前納付金負担率が１，０００分の１０から１，０００分の７０の間の７段階から選択できるようになり、この間の大量退職者の退職手当支給に備え、平成２０年度以降の事前納付金負担率は１，０００分の７０と増額しておりましたが、平成１９年度から平成２１年度までの追加負担金の精算額は、約７，５２０万円の追加納付となりました。

今回の補正は、平成２２年度から２４年度までの事前納付金の精算でございます。

平成２２年度以降の定年退職者数は一時期よりは減少しましたが、自己都合退職者、勸奨退職者の増加による退職手当の支給に備え、事前納付負担率は１，０００分の７０のままとしておりました。

しかし、この間の自己都合退職者、勸奨退職者が少なく、退職手当が当初の見込みより少なく、追加負担となる額より事前納付金のほうが高額となったため、精算還付による歳入の補正として増額補正するものでございます。

なお、今回の精算還付金の発生に伴い、今後は定年退職者の普通負担金、事前納付金の管理をより正確に管理し、事前納付金の還付や納付が過大とならないように管理を徹底していくこととしました。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員よろしいでしょうか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第８ 議案第８６号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第８ 議案第８６号平成２５年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第８６号の内容説明をいたします。

別冊の平成２５年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の１ページをお開きください。

平成２５年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第２号）。

平成２５年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,690万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款分担金及び負担金、1項で40万円の増。

2款使用料及び手数料、2項で2万円の増。

4款繰入金、1項で1,209万6,000円の減。

5款繰越金、1項で17万6,000円の増。

歳入合計で1,150万円を減額し、歳入予算の総額を5億8,690万円とするものです。

4ページをお開きください。

次に、歳出です。

1款総務費、1項で5,000円の減。

2款下水道施設費、1項で143万9,000円の増。

3款集落排水施設費、2項で5万6,000円の減。

5款給与費、1項で1,287万8,000円の減。

歳出合計で1,150万円を減額し、歳出予算の総額を5億8,690万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、歳入から御説明いたします。

7ページをお開きください。

2、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業費分担金40万円の増。これは、収入済み及び収入額確定による増額です。

2款使用料及び手数料、2項1目手数料2万円の増。収入済みによる増額です。

4款繰入金、1項1目繰入金1,209万6,000円の減。歳出予算減額に伴う一般会計からの繰入金の減額です。

次に、8ページをお開きください。

5款繰越金、1項1目繰越金17万6,000円の増。これは、前年度繰越額の確定による増額です。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをお開きください。

3、歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費5,000円の減は、額の確定によります負担金の減額です。

2款下水道施設費、1項1目処理場費143万9,000円の増。電気料金の値上がり及び使用実績により、予算に不足が見込まれるための増額です。

次に、10ページをお開きください。

3 款集落排水施設費、2 項 1 目処理場費 5 万 6,000 円の減。委託料の執行残による減額です。

次に、11 ページです。

5 款給与費、1 項 1 目給与費 1,287 万 8,000 円の減。理由につきましては、給与の削減及び職員の会計間交流等に伴う減額です。

次に、13 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、一般職。(1) 総括。

下段の比較欄で御説明いたします。

職員数 1 名の減。

給与費の給料 650 万円の減。

職員手当 276 万 7,000 円の減。

共済費 337 万 1,000 円の減。

合計で 1,263 万 8,000 円を減額し、上段の補正後欄、合計額を 1,776 万 2,000 円とするものです。

以下、16 ページまで説明を省略させていただき、以上で議案第 86 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 86 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 9 議案第 87 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 9 議案第 87 号平成 25 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（岡田一芳君） 議案第 87 号の内容説明を申し上げます。

別冊の平成 25 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書の 1 ページをお開き願います。

平成 25 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 25 年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,090 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3,350 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、5 款繰入金、1 項で 2,350 万円の減。

6 款繰越金、1 項で 3 6 万 8, 0 0 0 円の増。

7 款諸収入、2 項で 2 2 3 万 2, 0 0 0 円の増。

歳入合計で 2, 0 9 0 万円を減額し、9 億 3, 3 5 0 万円とするものでございます。

次に、歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項で 1, 9 1 0 万 7, 0 0 0 円の増。

3 款給与費、1 項で 4, 0 0 0 万 7, 0 0 0 円の減。

歳出合計で 2, 0 9 0 万円を減額し、9 億 3, 3 5 0 万円とするものでございます。

次の歳入歳出予算補正事項別明細書の、1、総括につきましては説明を省略いたしまして、5 ページの歳入から説明いたします。

款項の金額につきましては説明を省略いたしまして、目の金額で説明いたします。

5 款繰入金、1 項 1 目繰入金 2, 3 5 0 万円の減は、歳出経費に係る一般会計からの繰入金の減額です。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金 3 6 万 8, 0 0 0 円の増は、前年度繰越額の確定による増です。

7 款諸収入、2 項 1 目雑入 2 2 3 万 2, 0 0 0 円の増は、嘱託職員及び臨時職員の社会保険収入の増による補正です。

次に、歳出です。

7 ページをお開き願います。

1 款介護サービス事業費、1 項 1 目老人保健施設費 2, 5 4 0 万 5, 0 0 0 円の減は、床等改修工事等の完了に伴う事業費確定により、2 3 9 万 2, 0 0 0 円の減。嘱託職員と臨時職員の減による社会保険料と賃金で 2, 4 0 1 万 6, 0 0 0 円の減。電気料金とボイラー用燃料の値上げによる 1 4 5 万 2, 0 0 0 円の増。その他、執行残等見込み精査により減額補正するものです。

次に、8 ページ中段です。

2 目特別養護老人ホーム費 4, 9 0 3 万 4, 0 0 0 円の増は、民営化に伴う正職員、嘱託職員、臨時職員の異動と職員体制確保のための増、及び育児休暇の職員欠員補充のため社会保険料と賃金で 4, 9 6 2 万 2, 0 0 0 円の増。電気料金とボイラー用燃料の値上げによる 1 2 8 万 6, 0 0 0 円の増。職員研修のための謝礼及び費用弁償等の増額。その他、執行残等見込み精査による補正です。

9 ページ下段です。

3 目デイサービスセンター費 2 7 7 万 7, 0 0 0 円の減は、嘱託職員の減と臨時職員の増、及び社会保険料と賃金で 3 4 8 万円の減。電気料金とボイラー用燃料の値上げによる 7 4 万 5, 0 0 0 円の増。その他、執行残等の整理です。

1 0 ページ中段です。

4 目訪問看護費 1 7 4 万 5, 0 0 0 円の減は、自動車導入事業の執行残 3 4 万 5, 0 0 0 円と、臨時看護師退職により人夫賃 1 4 0 万円を減額するものです。

1 1 ページです。

3 款給与費、1 項 1 目給与費 4, 0 0 0 万 7, 0 0 0 円の減は、給与削減にもののほか、職員数の減と支出見込みの精査による減額補正となっております。

次に、1 3 ページをお開き願います。

補正予算給与費明細書でございます。

1、一般職、総括、表の下段の比較の欄で御説明をいたします。

職員数は各施設間で民営化に向けた異動がありまして、介護サービス事業特別会計全体では1人の減となっております。

給与費の給料で2,200万円の減。

職員手当で880万4,000円の減。

共済費で920万3,000円の減。

合計で4,000万7,000円の減額となります。

給与削減によるもののほか、職員数の減と育児休業等取得により、それぞれ減額するものでございます。

次の職員手当以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第87号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第87号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第10 議案第88号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議案第88号平成25年度町立別海病院事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（小湊昌博君） 議案第88号町立別海病院事業会計補正予算について御説明いたします。

別冊、町立別海病院事業会計補正予算書、1ページをお開き願います。

平成25年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

平成25年度町立別海病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を、次のとおり改める。

2、年間患者数。

（1）入院、2,555人減で2万1,170人。

（2）外来、3,635人減で6万9,995人。

3、1日平均患者数。

（1）入院、7人減で58人。

（2）外来、15人減で287人。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

1 款1 項医業収益2,789万4,000円減で、11億1,426万6,000円。

1 款病院事業収益合計で、18億6,960万8,000円。

次に、支出。

1 款 1 項 医業費用 2,602 万円増で、20 億 947 万 3,000 円。

1 款 病院事業費用合計で、20 億 5,685 万 4,000 円。

続きまして、2 ページをお開きください。

第 4 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第 7 条に掲げる経費を次のとおり改める。

(1) 職員給与費、925 万 6,000 円減で 12 億 7,322 万 9,000 円。

第 5 条、たな卸資産の購入限度額。

予算第 9 条中、「2 億 746 万 6,000 円」を「2 億 2,500 万 5,000 円」に改める。

続きまして、補正予算に関する説明書ですが、最初に 12 ページをお開き願います。

平成 25 年度 町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書です。

収益的収入及び支出。

先ほど款項で説明いたしましたので、目で説明いたします。

収入です。

1 款 病院事業収益、1 項 1 目 入院収益 1,136 万 3,000 円増で、5 億 3,331 万 3,000 円。これは、入院患者の 1 日当たりの単価が増となったものです。

2 目 外来収益 4,057 万 1,000 円減で、4 億 2,208 万 9,000 円。外来患者数の減が見込まれるものです。

3 目 その他 医業収益 131 万 4,000 円増で、1 億 5,886 万 4,000 円。これは、室料差額収益の増が見込まれるものです。

続きまして、13 ページになります。

支出です。

1 款 病院事業費用、1 項 1 目 給与費 925 万 6,000 円減で、12 億 7,682 万 9,000 円。これにつきましては、給与削減等に伴う減額となります。

なお、補正概要につきましては、合計額のみといたします。

看護師給 535 万 3,000 円減、医療技術員給 92 万 2,000 円減、事務員給 76 万 6,000 円減、給料計で 704 万 1,000 円減となります。

看護師手当等 162 万 9,000 円減、医療技術員手当等 33 万 2,000 円減、事務員手当等 25 万 4,000 円減、手当等の計で 221 万 5,000 円減となります。

2 目 材料費 1,753 万 9,000 円増で、2 億 2,700 万 5,000 円。診療材料費 1,753 万 9,000 円増で、手術用材料費の増額が主なものです。

3 目 経費 2,027 万 6,000 円増で、3 億 6,019 万 8,000 円。光熱水費 2,027 万 6,000 円増で、電気料の契約単価の変更によるものの増となっております。

4 目 減価償却費 253 万 9,000 円減で、1 億 3,757 万 2,000 円。建物減価償却費で 1,126 万 8,000 円減、構築物減価償却費で 172 万 2,000 円減、機械備品減価償却費で 1,045 万 1,000 円の増となっております。

続きまして、4 ページをお開きください。

町立別海病院事業会計資金計画。

補正予定額及び計で申し上げます。

受入資金、補正予定額 6,486 万 2,000 円増の、計 25 億 2,874 万 8,000 円。

支払資金、補正予定額 9,189 万 6,000 円増の、24 億 2,054 万 2,000 円。

差し引きで、補正予定額 2,703 万 4,000 円減の、1 億 820 万 6,000 円。

この金額が、その後の 11 ページ、事業予定貸借対照表の 2 の流動資産、(1) の現金預金の 1 億 820 万 6,000 円と同じになります。

なお、給与費明細書、事業予定損益計算書、及び事業予定貸借対照表等の説明は省略させていただきます。

以上で、町立別海病院事業会計補正予算の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 88 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 11 議案第 89 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 11 議案第 89 号平成 25 年度別海町水道事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第 89 号の内容説明をいたします。

別冊の平成 25 年度別海町水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

平成 25 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

第 1 条、総則。

平成 25 年度別海町水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出。

予算第 3 条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出です。

1 款水道事業費用は、1 項営業費用で 466 万 7,000 円を減額し、4 億 9,730 万 4,000 円とするものです。

第 3 条、資本的収入及び支出。

予算第 4 条の資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 億 6,696 万 3,000 円は、減債積立金 1 億 3,396 万 5,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,081 万 6,000 円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 2,218 万 2,000 円で補てんするものとする。

支出です。

1 款資本的支出は、1 項建設改良費で 15 万円を減額し、3 億 8,131 万 3,000 円とするものです。

第 4 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

1 号、職員給与費 481 万 7,000 円を減額し、5,934 万 2,000 円に改めるものです。

2 ページの平成 25 年度別海町水道事業会計補正予算実施計画は省略させていただきます。

9 ページをお開きください。

平成25年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。

款項については御説明いたしましたので、目で説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出です。

1 款水道事業費用、1 項1 目原水及び浄水費1 7 万8, 0 0 0 円の減。

2 目配水及び給水費1 6 3 万2, 0 0 0 円の減。

4 目総係費2 8 5 万7, 0 0 0 円の減。

以上の減額理由につきましては、いずれも給与の削減及び職員の会計間交流等によるものです。

続きまして、1 0 ページになります。

資本的収入及び支出の支出です。

1 款資本的支出、1 項1 目事務費1 5 万円の減。この減額理由につきましても、給与の削減及び職員の会計間交流等によるものです。

3 ページにお戻りください。

平成25年度別海町水道事業会計資金計画です。

表中段の支払資金です。

1、営業費用で4 6 6 万7, 0 0 0 円の減。

3、建設改良費で1 5 万円の減。

既決予定額7 億3, 4 7 8 万5, 0 0 0 円から、補正予定額合計4 8 1 万7, 0 0 0 円を減額し、支払資金を7 億2, 9 9 6 万8, 0 0 0 円とするものです。

差し引きで、既決予定額2 8 億9, 6 0 0 万8, 0 0 0 円を4 8 1 万7, 0 0 0 円増額し、2 9 億8 2 万5, 0 0 0 円とするものです。

この金額が、本年度末の現金預金の予定額です。

4 ページをごらんください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

下段の比較の合計欄で説明させていただきます。

職員数の増減はありません。

給与費の給料3 1 0 万円の減。

手当1 0 万2, 0 0 0 円の増。

法定福利費1 8 1 万9, 0 0 0 円の減。

合計で4 8 1 万7, 0 0 0 円を減額し、上段の補正後欄合計額を5, 9 3 4 万2, 0 0 0 円とするものです。

以下6 ページまで省略させていただき、7 ページをお開きください。

平成25年度別海町水道事業予定損益計算書です。

最下段をごらんください。

当年度純利益の見込みです。2 億6 6 6 万5, 0 0 0 円となる予定です。

8 ページの平成25年度別海町水道事業予定貸借対照表については省略させていただき、以上で議案第8 9 号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第8 9 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

ここで、1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

なお、午後から、13番戸田博義議員が早退されております。

◎日程第12 議案第90号

○議長（渡邊政吉君） それでは、次に、日程第12 議案第90号別海町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 議案第90号別海町子ども・子育て会議条例の制定についての内容説明をいたします。

議案の6ページでございます。

平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が公布、施行されました。

これに伴い、全国の自治体には平成26年度中に、それぞれ子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられました。

この計画策定に当たり、子育て当事者の意見の反映のため、審議会、その他の合議制の機関、地方版子ども・子育て会議の設置が子ども・子育て支援法第77条の規定により求められております。

町では計画策定の前段として、乳幼児の保護者や保育園、幼稚園、小学生など、全部で2,000人の子供の保護者の皆さんを対象にニーズ調査を行っております。現在取りまとめ中ですが、この調査を進めるに当たって、要綱により別海町子ども・子育て会議を既に立ち上げております。

このたび、来年度から本格的に始まる子ども・子育て支援事業計画の策定のため、この会議を条例により設置しようとするものでございます。

それでは、議案の朗読をもって、内容説明にかえさせていただきます。

議案第90号別海町子ども・子育て会議条例の制定について。

別海町子ども・子育て会議条例を次のように制定する。

別海町子ども・子育て会議条例。

第1条、設置。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき別海町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

第2条、所掌事項。

子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するほか、町長が必要と認める事項を調査審議する。

第3条、組織。

子ども・子育て会議は、町民、学識経験者その他必要と認められる者のうちから、町長

が委嘱する委員１２人以内をもって構成する。

第４条、委員の任期。

委員の任期は、２年とし、再任を妨げないものとする。

２項、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５条、会長及び副会長。

子ども・子育て会議に会長及び副会長各１人を置く。

２項、会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

３項、会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

４項、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第６条、会議。

会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２項、会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３項、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４項、議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第７条、専門部会の設置。

専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

第８条、庶務。

子ども・子育て会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

第９条、報酬及び費用弁償。

委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４３年別海町条例第４３号）に定めるところによる。

第１０条、その他。

この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則として、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第９０号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第９０号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第９０号別海町子ども・子育て会議条例の制定の件は、福祉医療常任委員会に付託します。

◎日程第１３ 議案第９１号から日程第１４ 議案第９２号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第１３ 議案第９１号別海町立特別養護老人ホーム設置条例を廃止する等の条例の制定について、日程第１４ 議案第９２号町有財産の無償譲渡についての２件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） それでは、議案第91号、第92号につきましては関連がありますので、一括して説明をいたします。

平成23年6月、第3回町議会定例会の町長の行政執行方針において、特別養護老人ホームと別海デイサービスセンターは建てかえを行い、地元社会福祉法人に経営移譲する予定であること明らかにし、関係機関と協議調整を進めてまいりました。

特養は、昭和48年度に建設された建物で、新しい耐震基準に合致しておらず、利用者の安全性に不安があり、別海デイサービスセンターは、定員増を行い施設が手狭となり、両施設の建てかえは懸案事項となっております。

また、北海道においては、9割以上の特養が民設民営であること。さらには、法人が経営すると利用者負担軽減の制度を受けられることなども考慮し、民間でできるものは民間に委ねる。このことを基本として、施設の建てかえとあわせて経営移譲を行っていくことといたしました。

平成24年8月に、町は経営移譲先であります社会福祉法人べっかい柏の実会と基本合意を取り交わし、平成26年4月1日付での経営移譲に向け、本格的に協議を進めてきたところです。

本年4月、柏の実学園における虐待事件が発覚し、この事件の経過等につきましては議会でも説明をしてまいりました。

先般開催されました全員協議会において、町の改善要請に対し、柏の実会がどのようなことを行ってきたかなどについて説明をいたしましたが、法人の法令遵守に向けた努力と、その結果を町は評価し、当初の計画どおり平成26年4月1日付でべっかい柏の実会へ経営移譲を行いたい、そのように考えております。

本件につきましては、特別養護老人ホーム、別海デイサービスセンターの建てかえ及び経営移譲に伴い、必要となる条例の改廃と柏の実会へ無償譲渡する財産処分について、議会の議決を求めるものです。

まず最初に、議案第91号別海町立特別養護老人ホーム設置条例を廃止する等の条例の制定についてを説明いたします。

議案は8ページ、議案資料につきましては1ページから11ページでございます。

特別養護老人ホーム、別海デイサービスセンターは、平成26年4月1日付で社会福祉法人べっかい柏の実会に経営移譲することであることから、これに伴い公設である二つの施設に関する設置条例を改廃するものです。

別海町立特別養護老人ホーム設置条例は全部廃止ですが、別海町デイサービスセンター条例は、別海、西春別デイサービスセンターの2施設の設置条例でありますので、別海デイサービスセンターを設置条例から削除する条例の一部改正です。

また、設置条例の改廃に伴い、関連のある条例に一部改正が生じますが、関連する条例を個別に改正するのではなく、今般提案しております廃止等の条例を制定することで、設置条例の改廃と関連条例の改正を同時に行うものでございます。

なお、議案資料には改正前後の新旧対照表が載せてありますが、特別養護老人ホーム設置条例は全部を廃止するため、記載がありませんので御了承ください。

それでは、議案本文で説明をいたします。

別海町立特別養護老人ホーム設置条例を廃止する等の条例。

第1条は、別海町立特別養護老人ホーム設置条例のすべてを廃止しようとする規定でござ

ざいます。

第2条、別海町デイサービスセンター条例の一部改正。

別海町デイサービスセンターの設置条例の中で、経営移譲を行う別海デイサービスセンターの名称と位置を削除するものです。

また、現在、職員は別海デイサービスセンターに配置されておりますが、必要が生じたときは西春別デイサービスセンターに職員を配置できるよう、職員を置くことができると改めるものです。

次に、附則ですが、附則第1条は条例の施行日を、経営移譲の日の平成26年4月1日とするものです。

9ページになります。

第2条、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正。

附則第2条からは、設置条例の改廃に伴い、改正が必要となる条例の改正を規定したものです。

附則第3条には、別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部改正。

この二つでございます。

附則第2条の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、夜間勤務に従事する介護員の勤務箇所の規定に特別養護老人ホームが含まれていることから、設置条例廃止に伴い削除するものです。

附則第3条、別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部改正は、使用料及び手数料を徴収し、サービス提供する施設を規定する条項に特別養護老人ホーム、別海デイサービスセンターがそれぞれ含まれていることから、施設設置条例の改廃に伴い、削除、改正するものです。

サービス提供する施設として、別海、西春別デイサービスセンターを規定しているものは別海デイサービスセンターを削除し、特別養護老人ホームを規定しているものは号ごとに削除し、それに伴い号を繰り上げるものです。

また、第2条中、同法を法に改正することにつきましては、条文のつくり方として同法という表現が誤りであるため、この機会に文言を整理しようとするものです。

別表1及び別表2の改正につきましては、附則第3条により、別海町介護サービス使用料及び手数料条例第3条を改正することにより、号の削除及び繰り上げに伴う改正でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第92号町有財産の無償譲渡についての説明をいたします。

議案13ページです。

社会福祉法人べつかい柏の実会に、特別養護老人ホーム、別海デイサービスセンターの経営移譲を行うに当たって、建物は無償譲渡をする予定であります。

このことは地方自治法の規定により、条例で定める以外の普通財産の譲与となることから、議会の議決を求めるものです。

それでは、議案本文を朗読いたします。

議案第92号町有財産の無償譲渡について。

次のとおり町有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記として、1、譲渡財産、建物、別海町立特別養護老人ホーム清翠園。

所在、別海町別海西本町52番2。

構造、鉄筋コンクリート造平屋建。

面積、2,223.34平方メートル。

別海デイサービスセンター。

所在、別海町別海西本町5番2。

構造、鉄筋コンクリート造平屋建。

面積、633.71平方メートル。

2、譲渡の相手方、社会福祉法人べつかい柏の実会、理事長佐野豊。

3、譲渡の理由、別海町立特別養護老人ホーム及び別海デイサービスセンターの経営を移譲するため。

4、譲渡の時期、平成26年4月1日。

以上で、議案第91号、議案第92号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第91号及び議案第92号の2件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、3番森本議員。

○3番（森本一夫君） ちょっと確認をしておきたいのですが、建物を無償譲渡されるわけですね。

その後、新しい特養ができた後の、この解体の費用等々については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） ただいまの質問にお答えします。

現在の建物を無償譲渡しますと、現在の予定では、柏の実会が道のほうに新しい施設の建設について正式に申請をしていくと。補助の内示があれば、補助申請もあわせてしていくということになります。

その中には、一連の事業として解体費に対する補助も受けられるということから、柏の実学園が行う事業としましては、新しい施設の建設及び旧施設の解体まで含めて行うということになります。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） この議案第91号と92号を、仮に議会が承認するということになればですね、今後の特養並びに別海デイサービスセンターの経営を、柏の実会にお任せするということを実質的に決めるということになります。

そこで、非常に重要な案件でありますからね。ここは慎重に審議をしていかなければいけないというふうに私は考えております。

質問の1点目はですね、12月5日に全員協議会が開催されて、そこで私も質問しましたけれども、要約すればですね、法人柏の実会は、今までの経緯の中で道からの行政指導を受けてきたと。利用者に対しては、さまざまな説明をしてきたけれども、町民に対する説明ということについては特段のものはしてこなかったというのが、御答弁の一つだったかというふうに思います。

それから、もう1点、町の側の問題としてですね、経過について町のほうから積極的に公開するというような立場にはないと。しかし、町としても情報公開並びに説明というも

のに対する責任はあるというふうにも述べられております。

そこでお聞きをしたいのですが、現状として柏の実会並びにですね、町、それぞれの責任の中において、町民に対する説明というのはされてきたのかと、されているのかということについての御認識をですね、1点目お伺いしたいというふうに思うわけであります。

私の認識としては、町民に対する説明は両者とも十分にはされていないというふうに思うわけですが、されていないとしたらですね、その説明をどういうふうに今後していこうとしているのかということをお聞きしたいと思うわけであります。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） ただいまの質問にお答えいたします。

法人、町が十分に説明されていないのではないかと、どのように説明していくつもりかという御質問と思いますが、先般の全員協議会のときも申し上げましたけれども、柏の実学園は4月に新聞報道がありまして、現場でいろいろ対応を重ねてきたと。7月に根室振興局の、いわゆる法に基づく監査を受け、行政指導を受けたと。

また、現場におきましては刑事事件としての現場検証、あるいは弁護士等ですね、現地の調査等も対応していたというようなことで、積極的に町民の皆さんにどういうことが起きたのかということの説明できる状況にはなかったということが一つあるということ、を、まずお話ししておきたいと思います。

町としまして、その説明責任があるのかないのかという話はですね、柏の実学園で起きた事件のことについて、町が虐待防止法に基づく調査をして振興局に報告しましたから、そのことについて、公表されない時点で町が町民の皆さんに説明をするような、そういう立場ではなかったという意味で説明してきたつもりです。

町としましては、柏の実学園で起きた事件のことを隠して、柏の実学園に、今後、特別養護老人ホームの経営を移譲しようと、そういうことを考えているというようなことでは決してありません。

ですから、柏の実会に、町が特別養護老人ホーム並びにデイを経営移譲するということについて、それに伴って柏の実学園で起きたこと、柏の実学園が対応してきたことについては、町もしっかり町民の皆さんに説明していく。そういう責任があるというふうに考えております。

それで、具体的にどのようにしていくのかということですが、これまでも説明できる内容は限定されましたけれども、町内会長連絡会協議会の皆さんの研修会の場で、副町長から状況を説明したということがまずあります。

それから、民生委員児童委員協議会の皆さんの会議の中で、先日の全員協議会で説明したようなことまでは説明しておりませんが、経過を説明できる範囲で説明しております。

この間も申し上げましたけれども、柏の実学園と町が一緒になってですね、特別養護老人ホームに入所されている方の御家族に対する説明もしております。

ちなみにその中ではですね、柏の実会のほうから、起きた事案につきまして説明できる範囲で説明もしておりますし、町の今後の考え方についても説明をしておりますけれども、特に反対の声ですとか、批判を受けたというようなことはございません。

また、つい先日になります8日の日には、町と根室振興局の共催によります障がい者の権利擁護を考えるという講演会も開催しておりますけれども、その中で町長から参加された皆さんに柏の実会で起きた概要、それから町が柏の実会に改善の要請をした事項、さ

らには柏の実会がどのような行動をとってきたかというようなこと、そして今後の町の考え方についても、その中で説明をしております。

また、講演会の最後のほうで、柏の実学園の学園長からもですね、特別に時間をいただきたいということで、学園長としての立場で学園で起きたことについても、町民の皆さんに陳謝をしてですね、今までの状況についても説明をしてきているということでございます。

今後のことになりますけれども、今回、このように議案を提案させていただいておりますので、議会の十分な審議をいただいた中で、その結果に基づいて町内の何カ所になるか、まだはっきりはしていませんが、1月に予定されております町民懇談会の中で説明をしていきたいということが一つです。

また、あらゆる機会をとらえて、町民の皆さんにそのことはお知らせする、そういう工夫と努力はしていきたいと。具体的に、いつどのようなということは、ちょっと現在答えられませんけれども、そのように考えております。

柏の実会のほうの今後のとる行動につきましては、柏の実会は何遍も言うようですが、学園として行政指導を受けている立場ですので、その辺は町がどの程度関与して一緒にできるかも含めて、柏の実会の立場も考えながら協議してまいりたいと、そんなふう考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町民の皆さんからすればですね、この間の議会報告会の中でも、この件に関しては、いろいろな質問なり要望なりが出されておりますけれども、非常に切実な問題でありましてね、自分がいつか利用するという立場になるのではないかとということも含めて、いろいろな心配があるわけです。

町民にとってはですね、何があったのかとか、それから何が問題だったのだろうかと。その背景というものが何だったのか、その解決策というのは、きちっととられたのだろうかということがですね、大変大きな関心事であります。

そこら辺の説明がきちっとできているのかどうかという認識をですね、私は今聞いたわけです。

いろいろな説明がありましたけれども、町内会の連合会だとか、民生委員の方々、それから入所者関係者に対する説明と、あるいはこの間の講演会での説明というものがあったというふうな説明でしたけれども、ごく限られた方々ということになるのではないかと。多くの町民が持っている疑念や不安にですね、きちっと答えたというような現状になっているのかどうかということをね、お聞きしたかったのですね。

町側の認識としてどうなのかと、ちゃんとやったと、説明はし尽くしたというふうになっている状況なのかということをお聞きしたわけですが、その点の認識について、改めて再度お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

説明については、今、部長からお話があったとおりです。

以前にも申し上げたとおり、我々は今まで柏の実会が再発防止、そして信頼回復のためにいろいろなことをやってまいりました。それを評価して、町民の皆さんが安心して入所できる、安心して預けられる、そういう確信を持った上で、今回経営の移譲、そして無償

譲渡含めてですね、これからのために、この議会に提案をさせていただいたということがあります。

したがって、いろいろな事情ですべてを説明し尽くしたかと言えば、それについては、いろいろ見解があると思います。

これからも、そのことを来年1月からですね、そういう機会をつくって、町民の皆さんに十分理解いただくように当然説明をする、そういう努力をしっかりとやっていきたい。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 私が質問できる最後の質問になりますけどね。

どうも、やはり町民の不安や疑念にこたえるようなことには、いやそれはね、町がいろいろな制約の中でやれなかったということは理解します。

でも、できていないという現状は、説明がきちっとできていないという現状は、まずお認めになるべきだというふうに思います。

それで、町民の不安や疑問に答えるという努力、あるいはそういうことをきちんとされた上で、今回の条例改正が提案されるべきだと。順序からいったらそうではないかと。条例を通してからですね、理解してもらうように説明しますというのは、それは順序が逆だと私は思うのですよね。

どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

今までそういう説明については、議会の皆さん含めて、できる限りの説明をしてきたという思いであります。

したがって、今回提案をさせていただいたということでございます。

今後とも、しっかり町民の皆さんに説明をし、安心して入所できる、安心して預けられる、信頼をおける移譲先ですよということについても機会をとらえてしっかりと説明していきたい。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ありますか。

はい、5番西原議員。

○5番（西原 浩君） 私は、利用料に対する考え方という点でお聞きしたいと思います。

先ほど福祉部長のほうから、この条例を廃止して民設民営するという利点、それからメリット等お聞きいたしました。

その中で、議会報告会でも言われたのは利用料が上がってしまうのではないかと。今までは町営だったけれども、民間になるので上がってしまうのではないかとという心配があると思うのです。

前の所属していた委員会でも、今、入所している人は全員移行できるように軽減措置も考えていますというような説明もありました。それで今いる人は、いろいろな対策が打てるのかなと思うのですけれども、今後、所得の低い人が新しく入るときに、どのような支援措置なりができるのか。

今までは公的施設でしたので、いろいろ町が対策をとったりとかできると思うのですけれども、今度、民間に経営者が変わるということになったときに、町としても町民が入りやすい体制というのを整えるというような考え方、それから、もし具体的な政策があればお

聞きたいと思いますし、今後、こういう考え方を持っているので安心して対応してほしいと、そういうようなお話をというか、そういう観点から御質問いたします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） お答えいたします。

利用料金が高くなるのではないかなというようにも含めての御心配だと思いますが、まず、町営から社会福祉法人へ現有施設のまま移譲してですね、なおかつサービス内容が変わらないわけですから、法人に移譲しても利用料金は変わりません。現状の施設で運営していく場合はですね。介護保険料で定められておりますので変わりません。

ただ、既存の施設、現在の多床室から新施設の建てかえをするということは、個室ユニット式にするという計画で、今、動いておりますので、この個室ユニットケアに移行した場合は、運営主体が町であっても法人であっても料金は上がるということになります。

仮に、町がもしそのままやっていってユニット式にしたとしても、今回、社会福祉法人に移譲しようとする話で進めていますが、移譲した場合であっても料金は上がるということになります。

介護サービスにかかわらない部分の利用料ですが、これは例えば個室のテレビですとか、日常必要なもの、日用品についてはですね、これは現在、例えばシャンプーだとか、リンスだとか、石けんだとか、ティッシュだとかを入れて1日100円とか、そういう料金設定になっていますけども、その部分については事業主体が見直すことになると思います。

また、生活の単位が、個室10部屋単位をユニットにすると、1ユニットにするということですね。ユニットごとの娯楽費などが設定されて、多少ここにかかわる利用料金は増額になるだろうというふうに思います。

本体の、いわゆる介護サービスを受けるところの利用料金のユニットになることによって、上がる部分への対応ですけれども、先ほど提案理由の中でもちょっと申し上げたのですが、法人が経営する場合に、国と道と町村と法人でですね、それぞれ負担割合がありますけれども、入所者に対する利用者の軽減負担制度というのがあります。

これは、法人がやる場合に限って認められているという制度でございます。

このことにつきましては、現在も柏の実会のほうと、その法人軽減制度を導入することを内々協議をしておりますけれども、その制度を入れることによって、現在入所されている生活保護を受けている方、この方たちは全く今の手出しのない状況で移行できるということになります。

ただ、新たに入る方はということになりますと、その法人軽減制度だけでは対応できない部分があるものですから、町が今考えていますのは法人軽減を入れても、なお少し負担が上がって大変だろうなという部分のところにつきましては、これは所得の段階に応じて料金の上がり幅も変わってくるのですね。生活保護の人ですと、今よりも1.1倍になるとか、もう少し所得のある人ですと1.2倍ぐらいになるだとか、もっと所得のある人ですと1.3倍ぐらいになるとか、居住費等が上がりますので料金が上がるのですが、その部分について町の独自の軽減対策として、その増加する幅をですね、1割から2割程度に抑えるような独自の軽減措置を検討しているところでございます。

さらには、一番最初に言いました法人軽減制度というのは、法人がかなり負担もして法人がやると言ってくれなければですね、国や道から負担金がこないわけですね。

ですから、今現在もう一つ考えていますのは、法人が負担軽減制度を導入したときの法

人の負担、それを今試算しまして、国の制度よりも少し町が上乗せしてですね、法人に対する負担を軽減することも合わせて、今検討しております。

数字的には、試算としてはですね、所管の委員会等で説明しておりますけれども、まだどのような料金体系になって、どれだけ町が軽減措置をするかというところまでは固まっておりますけれども、その辺も明確にしながら、また機会を見て説明をしていきたいというふうに思います。

なお、このことにつきましては、現在特別養護老人ホームに入所されております家族の皆さんには、今説明したようなことですね、数字は出しておりませんが考え方については説明をして、おおむね理解をもらえたというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

12番松原議員。

○12番（松原政勝君） この設置条例を廃止して、4月1日から法人の柏の実会が運営するということになります。

今までもそういう方向で進んできたし、何ら問題はなかったと思うのですが、残念ながら7月にあのようなことが柏の実会で起きて、いろいろな改善をしたり、道のほうに改善計画を出したりして、それが認められたというか、評価されたのだと思うのですが、ただ、今12月10日、4月1日からになると3カ月ちょっとしかない。この中で道からの柏の実会に、あなた方運営してもよろしいですよという、そういう認可は既においているのでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 松原議員の質問にお答えしたいと思います。

認可の関係は、先般の全員協議会のときも少し説明したのですが、今後の予定としまして、法人が今現在、町からの施設譲渡をもし受けた場合ということを想定して、道のほうに施設建設の事業計画を提出しているという段階です。

その事業計画がまず、それは補助をもらうということを前提にしているから上げているということなのですが、それと直接的には関連しないのですが、特別養護老人ホーム、それからデイサービスセンターを設置して運営していいかという認可申請が必要になってきます。

議員、今聞かれたように日にちがなくなっているのですが、その部分につきましては、振興局と法人とのやりとりの中ですね、2月中に認可申請を上げてくれれば間に合うということですね、認可申請と言いますのは、例えば特別養護老人ホームには、こういう職員をこういうふうにして配置しますすとか、デイサービスセンターは、こんな職員配置で、こんな事業内容でやりますということを申請することになるのですが、その内容につきましては、ほぼ柏の実会のほうでは、もうでき上がっていますけれども、根室振興局のほうでは2月末に提出してほしいということになっております。

そのことは先日もちょっと述べたのですが、道のほうの補助採択を決めるのに影響力を持っている学識経験者の審査会が、1月に行われるのではないかという情報があります。

振興局としては、その結果を待って認可申請も出すということを考えているのではないかなということで、認可申請だけを早くにして、早く仮に認可がおりたとしてもですね、4月にならなければ運営はしていけないわけですし、その前提として補助金をいただいた

中で改築していくという計画もセットで流れているものですから、そのような日程になっているのではないかなというふうに思います。

ただ、認可申請そのものは、仮に補助金が採択されなくても、やる内容がしっかり固まっていれば認可はもらえると、そういうふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 今説明ありましたように2月に申請をして、そして受けるということですから、補助金の採択については並行してやるということなので、並行してできれば一番いいのですけども、こうやって条例で町の施設でなくなるわけですから、ぜひ、きちっとした認可を受けて、4月1日から柏の実会が運営できるような方法をひとつ間違いないとっていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、ほかに御質問ございますか。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 町長のほうとしては、今、柏の実会がやっていることは本当に評価できることであるということで、柏の実会としても研修とか、いろいろなことを、今までできていなかったことを重ねてやっているということで、安心して預けられると確信を持ったということなのですから、これは町側の認識であると思うのですね。

この間の8日の権利擁護の講演会でも、町長のほうから説明があったり、施設長のほうから説明があったりしたのですけれども、それは本当に一定の人であって、議会報告会の中で不安を持っている人たちにとっては、そういう答えが聞けていないということで、1月にせっかく町民懇談会が開かれるのであれば、その中で町民の方も町側の説明に、それなら安心できるのだということを町民側も確信できるような状況の中で無償譲渡ですか、それができるというのが一番いいのではないかと、譲渡してしまってから説明を住民がされたとしても、それというのは本当にある意味、住民は置き去りということになりますし、いろいろ急がれていらっしゃると思うのですけれども、1月の町民懇談会があるというのでしたら、今回譲渡というのを条例で定めるというのではなくて、住民懇談会が終わってから、そういうふうにして方向性、議会の中で決めていくということでも決して遅くないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほども言いましたように、今までさまざまな対策を柏の実会がやってきてですね、我々もそういう信頼に足る状況になったということでもあります。

いずれにしても、これからもこの施設がある限り、施設が存続していく限りですね、永遠にこういう虐待防止でありますとか、やはり入所される方が安心してそこに入所できる、そして安心してそこにいられる状況については、常にそういう法人が努力をしていくことですので、これは永遠にそういう努力を続けていくということだと思っております。

ということで、今、一番わかるのは、我々も一番わかりやすいのは、そこに入られている方とかね、そういう父兄の皆さんが明らかに以前とは変わったと。柏の実会は生まれ変わった、そういうことまで、そういう声もしっかりと言ってくださっている状況になってきたということがありますので、我々もそういう状況を一般の皆さんがどこまでわかっていただけるか、それはなかなか簡単ではないと思いますが、いずれにしても、そういう内部の入っている方がそういう状況になってきておりますので、それはぜひですね、御理解

をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、4番今西議員。

○4番（今西和雄君） 要望事項ということで一言。

○議長（渡邊政吉君） 質疑にしてほしいのですが。

○4番（今西和雄君） 質疑でいいです。

それぞれですね、今回、先ほども言われたように利用者に対する軽減措置とか、そういうことも十分考えていくというお話もされたのですが、問題は継続的に安定的に、この施設がずっと安心したそういう施設であってほしいというのが、やっぱり一番の願いかなと思っているのですね。

そういう意味では、この施設がしっかりとした運営をしていくという部分においては、やはり町としても、これからは先の中でのいろいろなサポート、もちろん先ほどから出てくるような、そういう内面においてのしっかりとした見方もしていかなければならないと思いますけども、やはり、この運営母体がしっかりと安定的に運営していくということが、一番大きなことかなというふうに自分は思っていますので、そういう部分で町としては、そういう部分での支援というのか、サポートというのか、そういう部分についても今後考えていくべきかなというふうに思っておりますので、その辺の考え方を聞きたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） ただいま、今西議員言われたとおりです。町も、そのことが大事だというふうに認識しております。

何点か、ちょっと決まっていることと言いますか、考え方について申し上げたいと思うのですが、まず、もし柏の実会に今、議案となっています施設をですね、移譲したとして、現在も町が運営している中でも特養・デイサービス、それぞれですね、人件費分の赤字を抱えながら運営しておりますので、ユニット式に移行して介護給付費を多く受け入れるようになるまでの期間については、まず1点、町が経営に対しては助成をしていきたいということが一つあります。

それから、今現在、民営化における職員体制の大詰めで、いろいろ調整しておりますけれども、もし、柏の実会のほうが望むことであれば、町は施設の中心的なポストに何年か職員を派遣するというようなことも検討していきたいと、そういうことにしております。

また、町が施設運営にはどういうふうに携わっていくかということですが、入所者の判定等に当たりましては、法人が民間なったことによって町の意見ですとか、考え方も少し取り入れてもらえるようにということで、その判定会議には町も参画させてほしいということも、今協議をしております。

それともう一つ、来年の4月から、これは町としての介護保険制度の中の一つの取り組みとして考えておりますが、介護相談員制度を開始したいと。

これは、町が委嘱する介護相談員というのを配置しまして、施設あるいは利用者さんのところへ伺いまして、いろいろな話を聞いて施設とつなぐ、あるいは町につなぐという役割をする方になりますが、今まで町では、この相談員さんを置いておりませんでしたけれども、4月からは配置をしたいと。

現在、この介護相談員の必要な研修を受けに行っている方が2名おります。

このような制度を使いながらですね、特に公設から民営になるわけですから、間違っても同じようなことが起きないように外からの目を厳しく、また、町もそれに対してきちっとかかわっていききたいというふうに考えております。

一例を申し上げましたが、そのようなことで町も運営等については支援をしてまいりたいと思いますし、しっかりとですね、運営については支援もしていきたいというふうに思っています。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第93号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第15 議案第93号工事請負契約の締結について、根室中部3号主要幹線改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第93号の内容を説明いたします。

議案の15ページをお開きください。

本案は工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、根室中部3号主要幹線改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億2,744万円。内消費税及び地方消費税額944万円。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長高玉政行。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は10月25日から11月13日までの休日を除く13日間。

応募者数は5社で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は12月2日、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、山下建設株式会社、開成建設工業株式会社の5社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1億2,050万円、最低入札価格は1億1,800万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と、現在、仮契約中であります。

なお、工期は本契約日の翌日から翌年10月31日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。議案資料の12ページをお開きください。

図面の中央右側、国道２４３号線から主要道道別海厚岸線に至る計画路線中、赤色実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す７６６．６４メートルの改良舗装工事です。

車道幅員は５．５メートル、資料１３ページに土工定規図を掲載しておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

以上で、議案第９３号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第９３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第１６ 議案第９４号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第１６ 議案第９４号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町児童デイサービスセンターを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（佐藤英敏君） それでは、議案第９４号公の施設に係る指定管理者の指定について御説明をします。

本件につきましては、１１月７日に開催されました別海町指定管理者選定委員会の審議の結果を踏まえ、次の者に公の施設に係る指定管理者として指定したく、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

１、管理を行わせる公の施設でございますが、名称が別海町児童デイサービスセンター。

所在地が、別海町別海常盤町２８０番地であります。旧水道庁舎の中にあります。

２、指定管理者ですが、所在地、札幌市中央区大通り西５丁目１１番地。

名称、社会福祉法人北海道社会福祉事業団、代表者名が理事長吉田洋一でございます。

この北海道社会福祉事業団は、昭和４３年に道立の福祉施設の受託運営を目的に設立され、太陽の園の運営を手がけております。その後運営広げ、現在道内の１０の事業所と四つ相談事業所を運営しております。児童通所関連事業では、根室・釧路管内で２町が指定管理、１市３町で業務委託、１市１町で法人の独自事業を展開しております。

本町でも、平成２１年度に別海町児童デイサービスセンターを開設して以来、指定管理者として専門的なノウハウを有し、利用者や家族から信頼を得ている事業団でございます。

３、指定の期間として、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第９４号の内容説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第９４号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 17 議案第 95 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 17 議案第 95 号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町酪農工場を議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 議案第 95 号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を御説明いたします。

議案書 17 ページをお開きください。

別海町酪農工場の運営管理につきましては、平成 21 年度から指定管理者により実施しております。

今年度でもって 5 年を経過いたします平成 26 年 3 月 31 日をもって指定管理の期間が満了することから、指定管理を継続するに当たり、指定管理候補者の選定を公募によらない形で行ったところでございます。

この指定管理候補者につきましては、平成 25 年 11 月 7 日に開催の別海町指定管理者選定委員会で審議され、適当であるとのことから、地方自治法に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読いたします。

議案第 95 号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

（1）名称、別海町酪農工場。

（2）所在地、別海町別海 1 3 2 番地 2。

2、指定管理者。

（1）住所、別海町別海 1 3 2 番地 2。

（2）名称、株式会社べつかい乳業興社。

（3）代表者名、代表取締役社長磯田俊夫。

3、指定の期間、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。

以上、議案第 95 条の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 95 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 18 議案第 96 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 18 議案第 96 号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町農漁村加工体験施設を議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 議案第 96 号公の施設に係る指定管理者の指定について、内

容を御説明いたします。

議案書18ページをお開きください。

別海町農漁村加工体験施設の運営管理につきましては、平成21年度から指定管理者により実施してまいりました。

5年を経過いたします平成26年3月31日をもって指定管理の期間が満了することから、指定管理を継続するに当たり、指定管理候補者の選定を公募によらない形で行ったところでございます。

この指定管理候補者については、平成25年11月7日開催の別海町指定管理者選定委員会で審議され、適当であるとのことから、地方自治法に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読をいたします。

議案第96号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1) 名称、別海町農漁村加工体験施設。

(2) 所在地、別海町別海132番地2。

2、指定管理者。

(1) 住所、別海町別海132番地2。

(2) 名称、株式会社べつかい乳業興社。

(3) 代表者名、代表取締役社長磯田俊夫。

3、指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。

以上、議案第96号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第96号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第97号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第19 議案第97号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町総合スポーツセンター施設を議題といたします。

内容について説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（下地 哲君） それでは、議案第97号の内容説明を申し上げます。

議案の19ページをお開き願いたいと思います。

別海町総合スポーツセンターの管理運営につきましては、昭和53年別海町営野球場建設以来、年々スポーツ施設の建設が進められ、現在総合スポーツセンター施設としては13の施設が建設整備され、教育委員会直営で管理運営が進められてまいりました。

全国的に、特に都道府県におけますスポーツ施設においては、指定管理者による管理運営が進められている中、本町においても民間活力を利用した施設管理の導入、体育協会とスポーツ施設を利用している関係諸団体との協力体制を図れるような民間団体への管理運

営により、より利用者へのサービス向上や、さらには地元出身者の雇用拡大などが図られると判断し、ことしの6月定例会において、指定管理者において管理運営を行わせることを可能とする、総合スポーツセンター条例の一部改正を御承認いただいたところであります。

その後、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、10月1日から10月30日までの30日間、総合スポーツセンター管理運営にかかる指定管理者を公募したところ、1社から応募があり、去る11月7日、別海町指定管理者選定委員会が開催され、その中で応募があった1社からの企画提案に対し評価が行われました。

その結果、適当であると判断されたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第97号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1) 名称、別海町総合スポーツセンター施設、別紙のとおり。

(2) 所在地、別紙のとおり。

20ページをごらんください。

左が各施設の名称、右が施設の所在地であります。

管理運営を行わせる施設は、別海町町民体育館、別海町別海141番地の10、ほか12施設となっております。

19ページにお戻りください。

2、指定管理者。

(1) 住所、別海町別海川上町139番地1。

(2) 名称、一般財団法人別海町地域振興財団。

(3) 代表者名、代表理事磯田忠雄。

3、指定の期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

以上で、議案第97号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第97号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第20 同意第6号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第20 同意第6号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第6号の提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員につきましては、現在、大塚委員長初め5人を任命いたしているところでございますが、平成25年12月21日、来週の土曜日をもってですね、木村江里委員

が任期満了となります。

つきましては、木村江里委員を引き続き教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

木村江里さんにつきましては、愛知県の御出身で愛知学院大学歯学部で小児歯科学の研究に当たられ、平成元年から別海町立歯科診療所に勤務の後、現在はウェル歯科診療室で町民の皆さん方の歯科診療に当たられております。

この間、学校保健安全法に基づく、子供たちへの歯科検診等にも積極的に御協力をいただいているところでございます。

また、教育にも強く関心をお持ちでございまして、地域の信頼も厚く、平成15年4月17日から約10年8カ月間、本町の教育委員として御尽力をいただいていたところでございます。

そして、これからも別海町教育委員会の掲げる、ぬくもりの心と慈しみのまなざしという教育行政の指針を推進し、よりよい教育行政を展開していただけるものと確信をいたしているところでございます。

なお、新たな任期につきましては、平成25年12月22日から平成29年12月21日までの4年間でございます。

どうか御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第6号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第21 報告第7号から日程第29 報告第15号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第21 報告第7号専決処分の報告について、中春別福祉館改築建築主体工事、日程第22 報告第8号専決処分の報告について、中春別中学校校舎改築建築主体工事、日程第23 報告第9号専決処分の報告について、全天候型トラック改修工事、日程第24 報告第10号専決処分の報告について、西春別駅前西町北2号線改良舗装工事、日程第25 報告第11号専決処分の報告について、町道泉川北4線交付金工事（舗装）、日程第26 報告第12号専決処分の報告について、西春別17号線改良舗装工事、日程第27 報告第13号専決処分の報告について、全天候型トラック改修工事、日程第28 報告第14号専決処分の報告について、東朝日地区農道改良舗装工事、日程第29 報告第15号専決処分の報告について、主要道道根室中標津線中春別橋架換に係る上下水道施設移転工事の9件については、すべて工事契約の変更に伴う専決処分の報告ですので、一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

それでは、財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第7号から第15号について、一括で説明させていただきます。

議案23ページからとなります。

報告第7号から第15号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第18

0条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

各報告につきまして専決処分書を朗読し、順次御説明いたします。

最初に、報告第7号、専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年9月20日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成25年7月26日議案第66号により議決を経て締結した、中春別福祉館改築建築主体工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,877万5,000円（内消費税及び地方消費税額327万5,000円）」を「7,161万円（内消費税及び地方消費税額341万円）」に改める。

変更の内容につきましては、当初の見込みより土質がもろく基礎工事施工方法に変更が生じ、掘削土量の増加とラッフル型枠の追加が必要となり、283万5,000円増額となったものです。

次に、報告第8号、議案24ページとなります。

報告第8号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年9月20日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成25年7月26日議案第67号により議決を経て締結した、中春別中学校校舎改築建築主体工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「4億9,350万円（内消費税及び地方消費税額2,350万円）」を4億9,455万円（内消費税及び地方消費税額2,355万円）」に改める。

変更の内容につきましては、当初予定していた残土の搬出予定地が受け入れ不可能となり、残土搬出の一部が、他の土捨て場に変更となったため、残土運搬距離の変更により、105万円増額となったものです。

次に、報告第9号、議案25ページとなります。

報告第9号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年9月26日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成25年7月26日議案第63号により議決を経て締結した、全天候型トラック改修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,310万5,000円（内消費税及び地方消費税額300万5,000円）」を「6,318万9,000円（内消費税及び地方消費税額300万9,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、本工事グラウンドコート路盤材についてコンクリート再生骨材にて積算しておりましたが、各再生プラントに出荷可能な再生骨材がなかったことから、天然骨材へ変更により、8万4,000円増額となったものです。

次に、報告第10号、議案26ページとなります。

報告第10号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月4日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成25年8月28日議案第72号により議決を経て締結した、西春別駅前西町北2号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,659万5,000円（内消費税及び地方消費税額269万5,000円）」を「5,731万9,500円（内消費税及び地方消費税額272万9,500円）」に改める。

変更の内容につきましては、本工事の路盤材についてコンクリート再生骨材にて積算しておりましたが、各再生プラントに出荷可能な再生骨材がなかったことから天然骨材へ変更により、72万4,500円増額となったものです。

次に、報告第11号、議案27ページとなります。

報告第11号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月7日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成25年8月28日議案第71号により議決を経て締結した、町道泉川北4線交付金工事（舗装）請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「9,324万円（内消費税及び地方消費税額444万円）」を「9,375万4,500円（内消費税及び地方消費税額446万4,500円）」に改める。

変更の内容につきましては、現地測量調査の結果、既設路盤の高さが設計より8ミリ程度低かったことから補足材を入れる必要性が生じ、51万4,500円増額となったものです。

次に、報告第12号、議案28ページとなります。

報告第12号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月15日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成24年12月18日議案第81号により議決を経て締結した、西春別17号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億216万5,000円（内消費税及び地方消費税額486万5,000円）」を「1億222万8,000円（内消費税及び地方消費税額486万8,000円）」に改める。

本件の工事は、昨年度議決を経た繰越事業となります。

変更の内容につきましては、取り付け道路管渠工において、現地調査の結果、当初設計管種の一部に管種変更の必要性が生じたため、及び構造物の撤去に係る概数の確定により、6万3,000円増額となったものです。

次に、報告第13号、議案29ページとなります。

報告第13号の専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年11月7日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成25年7月26日議案第63号により議決を経て締結、平成25年9月26日専決処分した、全天候型トラック改修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,318万9,000円（内消費税及び地方消費税額300万9,000円）」を「6,315万7,500円（内消費税及び地方消費税額300万7,500円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物の撤去に係る概数の確定により、3万1,500円減額となったものです。

次に、報告第14号、議案30ページとなります。

報告第14号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年11月13日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成25年7月26日議案第62号により議決を経て締結した、東朝日地区農道改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「4,914万円（内消費税及び地方消費税額234万円）」を「4,921万3,500円（内消費税及び地方消費税額234万3,500円）」に改める。

変更の内容につきましては、補助標識の変更及び構造物の撤去や準備費に係る概数の確定により、7万3,500円増額となったものです。

最後に、報告第15号、議案31ページとなります。

報告第15号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年11月22日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成25年9月10日議案第79号により議決を経て締結した、主要道道根室中標津線中春別橋架換に係る上下水道施設移転工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,747万7,000円（内消費税及び地方消費税額273万7,000円）」を「6,019万6,500円（内消費税及び地方消費税額286万6,500円）」に改める。

変更の内容につきましては、仮設工において地質の影響により、鋼矢板打ち込み施工方法の変更、マンホール基準高の調整による寸法の変更、及び河川占用許可の関係により工事を行うことができない期間が生じ、当初の工期の平成26年2月20日までに工事を完成することが困難となったため、工期を平成26年3月20日まで延長したことに伴い、271万9,500円増額となったものです。

以上で、報告第7号から報告第15号までの内容説明を終わります。

◎日程第30 報告第16号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第30 報告第16号専決処分の報告について、和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

福祉課参事。

○福祉課参事（今野健一君） 報告第16号の内容を説明いたします。

議案32ページをお開きください。

専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された和解及び損害賠償額の決定にかかわる町長の専決処分手続について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年9月19日、別海町長水沼猛。

和解及び損害賠償額の決定について。

平成25年8月19日、別海町別海常盤町84番地先路上において、別海町が所有する公用車を職員が訪問先の敷地付近から後進する際に、後方車両に接触し、車両バンパーの一部を破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおりに、和解を成立させ損害賠償額を決定する。

1項、当事者。

甲、別海町個人。乙、別海町長水沼猛。

2項、和解条件。

第1号、甲は、本件事故により、車両損害料で金6,269円の損害を被った。

第2号、乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金6,269円を支払う。

第3号、以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何らの債権債務がないことを確認するというものです。

なお、今回の損害額につきましては、町が加入しています一般財団法人全国自治協会自動車共済保険により、全額保険金の支払いを受けております。

また、車の運転につきましては、今後さらに職場全体で安全運転の徹底を図り、事故防止に努めてまいります。

以上で、報告第16号の内容説明を終わります。

◎日程第31 報告第17号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第31 報告第17号専決処分の報告について、和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第 17 号の内容を説明いたします。

議案 34 ページをお開きください。

専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された和解及び損害賠償額を定める事案が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 11 月 5 日、別海町長水沼猛。

和解及び損害賠償額の決定について。

平成 25 年 10 月 16 日、別海町尾岱沼潮見町 37 番地の 1 において、台風 26 号の暴風雨により、乙が所有する住宅の屋根が剥離し、甲が所有する車庫の壁に衝突し、車庫の壁及び窓ガラス、塀が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり、和解を成立させ損害賠償額を決定する。

1 項、当事者。

甲、別海町個人。乙、別海町長水沼猛。

2 項、和解条件。

第 1 号、甲は、本件事故により、車庫損害料で金 17 万 1,045 円の損害を被った。

第 2 号、乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金 17 万 1,045 円を支払う。

第 3 号、以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には何らの債権債務がないこと確認するというものです。

なお、今回の損害額については、町が加入しております全国市町村会総合賠償保険により、全額保険金の支払いを受ける予定となっております。

以上で、報告第 17 号の説明を終わります。

◎日程第 32 報告第 18 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 32 報告第 18 号専決処分の報告について、和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） それでは、報告第 18 号の内容説明をいたします。

議案 36 ページをお開き願います。

専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された和解及び損害賠償額の決定にかかわる町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

それでは、37 ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年11月11日、別海町長水沼猛。

和解及び損害賠償額の決定について。

平成25年9月13日、別海町別海旭町5番地大地みらい信用金庫別海支店駐車場内において、町職員が運転する別海町所有の公用車を後方車両に接触させ、相手車両の一部が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり、和解を成立させ損害賠償額を決定する。

1項、当事者。

甲、別海町個人。乙、別海町長水沼猛。

2項、和解条件。

第1号、甲は、本件事故により、車両損害料で金13万7,865円の損害を被った。

第2号、乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金13万7,865円を支払う。

第3号、以上のほか、本件事項に関し、甲と乙の間には何らの債権債務がないことを確認するというものです。

なお、今回の損害額につきましては、町が加入しております一般社団法人全国自治協会自動車共済保険により、全額保険金の支払いを受けております。

今後とも、職場全体でより一層の安全運転の徹底を図り、事故防止に努めてまいる所存でございます。

以上で、報告第18号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。

皆さん御苦労さまでした。

散会 午後 3時00分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員